

事 務 連 絡

令和2年6月10日

一般社団法人日本介護支援専門員協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

厚生労働省老健局振興課

高齢者や障害者（児）の避難の理解力向上に向けた取組について（依頼）

政府では、令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

（報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>）

報告書では、令和元年台風第19号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和2年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。

令和元年台風第19号等においては、多くの在宅の高齢者や障害者（児）が被災されており、こうした方々が事前に自らの居住地の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待されることから、当該キャンペーンの一環として、高齢者や障害者（児）の避難の理解力向上に向けた取組を実施することとなりました。

貴会におかれましては、日々の活動で大変ご多忙のこととは存じますが、災害の頻発している昨今の状況を踏まえ、本取組の趣旨をご理解いただき、下記事項について、貴会の会員に周知いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

なお、居宅訪問等については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、都道府県及び市町村から依頼を受けた場合などに、可能な範囲での取組の実施をお願いいたします。

また、都道府県及び市町村に対しては「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日付府政防第1221号・消防災98号）（別添）のとおりに通知しておりますので、参考までに申し添えます。

記

- 高齢者や障害者（児）が、事前に自宅の災害リスク等を把握することで、災害時に適切な避難行動がとれるよう、都道府県及び市町村の防災主管部局が主体となって、福祉部局等と連携し、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者（児）を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障害者（児）の自宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等について、ハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう「避難の理解力向上キャンペーン」について、都道府県及び市町村から依頼を受けた場合などに、可能な範囲でご協力いただけますようお願いいたします。

※実施方法の詳細については「実施に当たってのQ&A」（別紙）をご覧ください。

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

藤田、近藤 （TEL：03-3593-2849）（直通）

厚生労働省老健局振興課

花房、原、勝田 （TEL：03-5253-1111）（代表）

（内線：3996、3979、3936）